

山口県報

平成26年
8月19日
(火曜日)

目 次

- 告示
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課)……………



山口県告示第二百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十六年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
岩国市日の出町二三〇四の一八の一部
- 二 特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山口県告示第二百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、山口県立下松工業高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立下松工業高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 下松市美里町四丁目七一八番地一
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	三、五六四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年八月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十六年九月四日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十六年九月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第二百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学栄養学科棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

た。

平成二十六年八月十九日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学栄養学科棟新築工事

- (一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造地上三階建	四、四七六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十六年八月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間 平成二十六年九月四日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月二十四日までに発送する。
- その他
- 四 この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第百八十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、山口県立下関工業高等学校特別教室新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立下関工業高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 下関市富任町四丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	四、一〇六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年八月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間 平成二十六年九月四日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―

平成
二十
六年
八月
十九
日
発行

発行
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁

一三八三〇(一)にすること。